

2019(令和元)年12月2日

公益財団法人全日本仏教会  
理事長 釜田隆文 殿

公益財団法人全日本仏教会  
第33期社会・人権審議会

委員長

佐々木基文 

副委員長

株橋隆真 

### 第33期社会・人権審議会答申書

今期の社会・人権審議会では、釜田隆文理事長からの諮問事項2点について、全8回にわたり会議を開催いたしました。

第1回、第4回審議会で諮問①について。第2回～第8回審議会で諮問②について、慎重に審議を行い、各委員の意見を最大限尊重し、結論を得るに至りましたので、ここに別紙のとおり答申いたします。

#### 諮問①

「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝についての要請」

#### 諮問②

「死刑廃止について宗教者はいのちの尊厳と人権的見地からどのように捉えるか」

【第 33 期 社会・人権審議会 答申】

諮問①「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝についての要請」

標記諮問について、本会が 1986（昭和 61）年以降、毎年提出し続けている要請書を 2018（平成 30）年も提出をするか否かについて検討いたしました。その結果、本会は「政教分離」「信教の自由」の原則を遵守し、政府に訴えることの重要性に鑑み、引き続き要請書を提出することで賛同を得ました。

次に文書の作成に当たり、過去に提出した要請書を基に、本会はすべての戦没者の追悼は当然のことながら丁重に行われるべきと考えており、仏教界としてもそれを実行して来ていることを主張いたしました。

首相ならびに閣僚が公式参拝することの問題点は、靖国神社が今もなお国家の中心的な戦没者追悼施設であるかのような誤解を招くことであり、その問題点の記述は変更しないことで賛同を得ました。

現在の内閣に日本国憲法に示す「政教分離」「信教の自由」の原則に基づいて、国民誰もが安らかな心で戦没者の追悼ができるよう、賢明なご判断とより一層慎重な行動をお願いする文言を表記いたしました。これらの要素を考慮した表題並びに文案を作成・検討した結果、別紙要請書を採用いたしました。

なお、首相への要請書の提出の時期・方法等については、理事長に一任とすることを確認いたしました。

また、2019（令和元）年においても、第 4 回審議会にて引き続き要請書を提出することで賛同を得ました。

提出文書の内容作成について、昨年度提出した要請書がこの審議会でも慎重に協議されたものであることから、同様の内容にて提出することで賛同を得ました。

なお、首相への要請書の提出の時期・方法等については、理事長に一任とすることを確認いたしました。

【第33期 社会・人権審議会 答申】

諮問②「死刑廃止について宗教者はいのちの尊厳と人権的見地からどのように捉えるか」

釈尊がお示しになられた「己が身にひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ。」という不殺生の教えにもあるように、仏教の教義と死刑が相いれないことは明白である。

しかしながら、現在、世界の潮流として死刑の廃止や執行停止が進む中、日本では依然として死刑制度が存在している。特に我が国においては死刑執行には密室的な秘匿性があるため、情報公開が十分ではなく国民の間で本格的な議論になり得ていない。

大切な家族のいのちを奪われた被害者遺族が「極刑をもって償わせたい」という感情を抱くことは無理からぬことではある。しかしながらその上で「およそ怨みに報いるに怨みを以てせば、ついに怨みの息むことない。怨みを捨ててこそ息む、これは永遠の真理である。」と釈尊の言葉にもあるように、その教えを現代に置き換えればそのような感情を和らげていくことが本来の仏教者の役割であると考えられる。

一方、仏教界では教誨師や篤志面接委員として罪を犯した者に対しての矯正教化活動や保護司による社会復帰に長らく携わって更生を支援してきたことも事実である。社会福祉の向上による更生保護の理解のもと、更なる支援活動への積極的な参画を促すことも仏教界の役割である。

全日本仏教会は仏教文化の宣揚と世界平和の進展に寄与することを目的とし、共に平和に生きる社会の具現化を目指している。罪を犯すに至った経緯は様々であるが、誰しも悪人として生まれてきたわけではなく、犯罪は社会の共同責任という側面もある。重大な犯罪者を生み出す背景となっている、社会環境・社会矛盾等の原因を深く見つめ直し、重大な犯罪者を出さない社会をつくるための宗教者と社会の協働が求められる。

被害者支援について言えば、被害者やその家族の置かれている状況は様々であって、特に被害者遺族がいかに精神的・社会的に困難な状況にあるかを理解して、具体的な支援を考察し活動を実際に進めていくことが仏教界として取り組むべき課題である。また、加害者親族の置かれている状況についても改善されるべきである。

はじめに述べたように、仏教の教義と死刑は相いれないことは明白である。いのちの問題として仏教者間で死刑についての問題を共有し、社会全体とのより一層の議論を深めていくことを期待し、答申とする。

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請

私たち仏教徒は、釈尊の御教えである「いのちの尊重」「慈悲の精神」に反し、かつて戦争にかかわったことへの反省の上に立ち、争いのない世界をめざして様々な活動を行っております。

本年も「戦没者を追悼し平和を祈念する日」が近づいてまいりました。

本会の加盟団体に所属する全国七万余の寺院でも、太平洋戦争を始めとするすべての戦没者の方々に対し、丁重に追悼法要を行って来ております。

毎年、千鳥ヶ淵戦没者墓苑において追悼法要並びに平和祈願の法要を多くの檀信徒とともにに行っている加盟団体の宗派もございませぬ。

そのうえで、本会は、一九八一（昭和五十六）年以来、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して一貫して反対の意思を表明してまいりました。

靖国神社が、過去において、国家神道の象徴的な神社としての地位を与えられ、先の大戦まで戦争遂行の精神的支柱の役割を果たしたことは歴史的事実であります。

終戦後、日本は日本国憲法を制定し、平和をめざして歩んできました。しかし、現在の靖国神社に、首相及び閣僚が公式参拝することは、憲法に定める「宗教の自由」「政教分離」の原則に抵触するばかりでなく、靖国神社が今もなお国家の中心的な戦没者追悼施設であるかのような誤解を招くことになりかねません。なぜならば、靖国神社は、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を祀る神社であり、一宗教法人施設であることは明白であるからです。

戦没者の追悼は、本来各ご遺族がそれぞれの仰ぐ宗教によってなされるべきものであります。これを国家の名において行うのであれば、それは戦争によってかけがえのない生命を失われた全ての方々に対する深い懺悔と、平和に対する願いをこめて丁重になされるべきであり、その儀礼のあり方もご遺族の方々の信教の自由を侵さぬよう配慮されなければなりません。

安倍内閣におかれましては、「信教の自由」と「政教分離」の原則に基づいて、国民誰もが安らかな心で戦没者を追悼することができましよう、賢明なご判断とより一層慎重な行動をとられますよう、重ねてお願い申し上げます。

二〇一八（平成三十）年七月三十日

公益財団法人 全日本仏教会

理事長 釜田隆文



内閣総理大臣 安倍晋三 殿

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請

私たち仏教徒は、釈尊の御教えである「いのちの尊重」「慈悲の精神」に反し、かつて戦争にかかわったことへの反省の上に立ち、争いのない世界をめざして様々な活動を行っております。

本年も「戦没者を追悼し平和を祈念する日」が近づいてまいりました。

本会の加盟団体に所属する全国七万余の寺院でも、太平洋戦争を始めとするすべての戦没者の方々に対し、丁重に追悼法要を行って来ております。

毎年、千鳥ヶ淵戦没者墓苑において追悼法要並びに平和祈願の法要を多くの檀信徒とともにに行っている加盟団体の宗派もございませぬ。

そのうえで、本会は、一九八一（昭和五十六）年以来、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して一貫して反対の意思を表明してまいりました。

靖国神社が、過去において、国家神道の象徴的な神社としての地位を与えられ、先の大戦まで戦争遂行の精神的支柱の役割を果たしたことは歴史的事実であります。

終戦後、日本は日本国憲法を制定し、平和をめざして歩んできました。しかし、現在の靖国神社に、首相及び閣僚が公式参拝することは、憲法に定める「宗教の自由」「政教分離」の原則に抵触するばかりでなく、靖国神社が今もなお国家の中心的な戦没者追悼施設であるかのような誤解を招くことになりかねません。なぜならば、靖国神社は、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を祀る神社であり、一宗教法人施設であることは明白であるからです。

戦没者の追悼は、本来各ご遺族がそれぞれの仰ぐ宗教によってなされるべきものであります。これを国家の名において行うのであれば、それは戦争によってかけがえのない生命を失われた全ての方々に対する深い懺悔と、平和に対する願いをこめて丁重になされるべきであり、その儀礼のあり方もご遺族の方々の信教の自由を侵さぬよう配慮されなければなりません。

安倍内閣におかれましては、「信教の自由」と「政教分離」の原則に基づいて、国民誰もが安らかな心で戦没者を追悼することができましよう、賢明なご判断とより一層慎重な行動をとられますよう、重ねてお願い申し上げます。

二〇一九（令和元年）年七月三十日

公益財団法人 全日本仏教会

理事長 釜田隆文



内閣総理大臣 安倍晋三 殿